

ものづくり補助金

募集期間 平成28年11月14日(月)
～平成29年1月17日(火)

平成28年度補正 革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金

中小企業・小規模事業者が取り組む、経営力向上に資する革新的サービス開発・
試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を、
最大3,000万円支援します。

事業の詳細

●中小企業者等が第四次産業革命に向けて、IoT・AI・ロボットを
活用する革新的ものづくり・商業・サービス開発を支援

補助上限:3,000万円、補助率:2/3

●中小企業者等のうち経営力向上に資する革新的ものづくり・
商業・サービス開発を支援(※)

補助上限:1,000万円-500万円、補助率:2/3

※雇用増(維持)をし、5%以上の賃金引き上げについては、補助上限を倍増。

※最低賃金引き上げの影響を受ける場合は補助上限をさらに1.5倍(上記と併せ補助上限は3倍)



補助対象経費

●全事業類型共通

機械装置費、技術導入費、専門家経費、運搬費

●小規模型「試作品開発等」の事業類型のみ

原材料費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費、クラウド利用費

割賦・リース制度のご案内

設備投資の際には、是非
一度ご相談下さい!!

設備貸与制度とは……

中小企業の皆様が、必要とされる設備を当財団が代わって購入し、その設備を長期・低利で貸与(割賦販売)またはリースする制度です。

制度の種類は、割賦・リース制度(国補)と県単設備貸与制度(割賦・リース)の合計4種類です。

◇メリット◇

- ①返済期間が最長10年!
- ②中古設備対応可能!(法定の残存耐用年数が3年以上の設備)
- ③原則、保証人不要!(法人の場合は代表者を連帯保証人として)
- ④金融機関とは別枠でご利用可能!
- ⑤商工会・商工会議所を経由して申込みがあった場合、賦払(リース)期間の基準となる耐用年数等の期間を最大2年延長可能。

<設備貸与制度内容>

制度名	設備貸与制度			
区分	割賦	県単割賦	リース	県単リース
従業員数 (商業・サービス業)	20名以下(5名以下)又は条件付きで50名以下	中小企業者	20名以下(5名以下)又は条件付きで50名以下	中小企業者
3ヶ年平均 税引後利益	-	5,000万円以下	-	5,000万円以下
利用限度額	100万円~1億円		100万円~1億円	
返済期間	10年以内		3~10年	
金利 (特別金利)	2.4% (1.8% 又は 3.0%)	2.45% (1.85% 又は 3.05%)	(月間リース利率)	
			3年 2.983(2.953又は3.013)	3年 2.996(2.965又は3.025)
			4年 2.289(2.258又は2.319)	4年 2.302(2.271又は2.332)
			5年 1.864(1.834又は1.894)	5年 1.877(1.846又は1.910)
			6年 1.587(1.557又は1.617)	6年 1.601(1.569又は1.633)
			7年 1.387(1.357又は1.416)	7年 1.398(1.370又は1.426)
			8年 1.239(1.209又は1.268)	8年 1.250(1.222又は1.279)
			9年 1.118(1.080又は1.151)	9年 1.131(1.094又は1.160)
			10年 1.030(0.990又は1.060)	10年 1.040(1.002又は1.069)
			据置期間	1年以内
保証金	利用額の1割以内		-	
連帯保証人	原則として法人にあっては代表者1名			

対象設備例:バス・トラック、工作機械、厨房設備、ボイラー、キュービクル等々
設備の問合せは下記の連絡先まで

(公財)やまなし産業支援機構 中小企業振興部 設備支援課
TEL 055-243-1888 FAX 055-243-1890HP : <http://www.yiso.or.jp/investment/lease.html>